吸収分割に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書面）

２０２３年４月２４日

東北電力株式会社

２０２３年４月２４日

各位

東北電力株式会社
取締役社長　社長執行役員　樋口　康二郎

吸収分割に係る事前開示事項

東北電力株式会社（以下、「承継会社」といいます。）および東北自然エネルギー株式会社（以下、「分割会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2023 年 4 月 7 日付吸収分割契約書（以下、「本件契約」といいます。）に基づき、2023 年 7 月 1 日を効力発生日（以下、「本件効力発生日」といいます。）として、分割会社の風力・太陽光発電事業に関する権利義務（以下、「本件承継権利義務」といいます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件分割に係る事前開示事項は、下記のとおりです。

記

１．本件契約の内容に関する事項（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

なお、本件分割は、承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割となります。

２．分割対価の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 1 号）

分割会社は承継会社の完全支配子会社であることから、本件分割に際して、承継会社は分割会社に対し、本件承継権利義務の対価として株式その他の金銭等の対価を交付しません。また、本件分割により承継会社の資本金および準備金の額は変動しません。

３．株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

４．新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

５．分割会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 4 号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

６．承継会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

（１）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

（２）最終事業年度がないときは、吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表

該当事項はありません。

７．承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

本件分割については、下記の理由により、本件効力発生日以後に承継会社が負担すべき債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります）につき履行の見込みがあると判断しております。

（１）2022 年 3 月 31 日現在の承継会社の資産、負債および純資産の額は［表 1］のとおりであり、資産の額が負債の額を上回っています。

（２）承継会社の資産および負債について、本件効力発生日以後における承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生およびその可能性は現在のところ認識されておりません。

（３）本件分割により分割会社から承継会社に承継させる資産、負債および純資産の額の見込額は［表 2］のとおりであり、本件効力発生日以後においても、承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

［表 1］2022 年 3 月 31 日現在の承継会社の資産、負債および純資産の額

単位:百万円(百万円未満切捨)

会社名	資産の部	負債の部	純資産の部
東北電力株式会社(承継会社)	3,928,926	3,397,043	531,883

［表 2］分割会社から承継会社に承継させる資産、負債および純資産の額の見込額

単位:百万円(百万円未満切捨)

資産の部	負債の部	純資産の部
6,292	4,348	1,944

別紙１

● 以下、別紙１として「吸収分割契約書（写）」を添付する。



吸収分割契約書

東北自然エネルギー株式会社（以下、「甲」という。）と、東北電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

甲は、甲の事業のうち、風力発電事業および太陽光発電事業（以下、合わせて「本件事業」という。）を、本契約書第７条に規定する効力発生日をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下、「本件分割」という。）。

第２条（商号および住所）

本件分割における分割会社たる甲および承継会社たる乙の商号および住所は以下のとおりである。

（１）分割会社

商号：東北自然エネルギー株式会社

住所：宮城県仙台市青葉区一番町三丁目７番１号

（２）承継会社

商号：東北電力株式会社

住所：宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号

第３条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第４条（増加すべき乙の資本金および準備金等）

乙が本件分割により増加する資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

（１）資本金　　：増加しない

（２）資本準備金　　：増加しない

（３）その他資本剰余金　：第５条（１）に定める権利義務の純資産額

（４）利益準備金　　：増加しない

第５条（本件分割により承継する権利義務）

（１）甲は、本件分割に際し、別紙に定める資産、債務、契約および許認可等を、効力発生日において乙に承継する。

（２）前項において甲から乙が承継する債務の一切につき、甲は併存的債務引受を行い、乙と連帯して履行の責に任ずるものとする。

第６条（分割承認総会）

（１）甲は、会社法第７８４条第１項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

（２）乙は、会社法第７９６条第２項に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

第７条（効力発生日）

効力発生日は２０２３年７月１日とする。但し、本件分割手続進行上の必要その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第８条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する事業について競業避止義務を負わない。

第９条（本契約の変更および解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第１０条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第１１条（本契約に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証とした本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

２０２３年４月７日

甲　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目７番１号
東北自然エネルギー株式会社
取締役社長　下鳥 順文

乙　宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力株式会社
取締役社長 社長執行役員　樋口 康二郎

【別紙】

承継権利義務明細

甲が本件分割により乙に承継する資産、債務およびその他権利義務（以下、総称して「承継権利義務」という）は、以下のとおりとする。但し、別段の定めがあるものについてはその定めに従うものとする。

１．承継する資産

（１）本件分割の効力発生日の前日の終了時（以下、「基準時」という。）における本件事業に係る流動資産の一切。

（２）基準時における本件事業に係る固定資産の一切。

２．承継する債務

（１）基準時における本件事業に係る流動負債の一切。

（２）基準時における本件事業に係る固定負債の一切。

３．承継する契約関係

基準時における本件事業に係る一切の取引の基本契約および付随する契約における契約上の地位ならびに当該契約に付随する権利義務。

４．承継する許認可等

基準時における本件事業に係る許認可、承認、届出、および登録等で法令上承継可能なもの。

５．承継する権利義務から除外される権利義務

（１）甲の本件事業に従事する甲の従業員との雇用契約。

（２）効力発生日までに承継する権利義務から除外される権利義務の追加・削除が必要となった場合は、甲乙協議のうえ決定することができる。

６．その他

承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（当該承継により甲又は乙において想定外の損失が生じることが判明したものおよび当該承継に関して契約上必要となる当該契約の相手方の同意が得られないことが判明したものを含む）については、必要に応じて甲乙協議の上、承継権利義務から除外することができる。

以　上

別紙２

● 以下、別紙２として「分割会社の最終事業年度に係る計算書類等」を添付する。

２０２１年度 計算書類

２０２１年４月　１日から
２０２２年３月３１日まで

１．貸借対照表
２．損益計算書
３．株主資本等変動計算書
４．個別注記表

東北自然エネルギー株式会社

１．貸　借　対　照　表

（２０２２年３月３１日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流　動　資　産	4,510,865	流　動　負　債	9,614,013
現金及び預金	3,321,790	買掛金	64,894
売掛金	794,313	短期借入金	300,000
前払費用	63,369	一年以内返済長期借入金	4,329,920
未収還付消費税等	312,660	一年以内返済長期未払債務	1,650
その他	18,731	未払金	4,115,523
		未払費用	608,237
		未払法人税等	115,977
固　定　資　産	51,777,074	預り金	77,810
有 形 固 定 資 産	47,899,366		
建物	1,312,979		
構築物	15,213,996	固　定　負　債	26,149,267
機械及び装置	12,724,136	長期借入金	24,507,960
工具・器具及び備品	41,157	長期未払債務	762,205
土地	729,426	退職給付引当金	387,162
建設仮勘定	17,877,670	役員退職慰労引当金	58,730
		資産除去債務	356,647
		その他	76,562
無 形 固 定 資 産	2,924,441		
借地権	49,281	負 債 合 計	35,763,281
ソフトウェア	150,024		
電気ガス供給施設利用権	572,170		
建設仮勘定	1,967,466	(純 資 産 の 部)	
その他	185,497	株　主　資　本	20,524,659
		資本金	5,270,000
		資本剰余金	5,537,741
投 資 そ の 他 の 資 産	953,266	その他資本剰余金	5,537,741
関係会社株式	30,000	利益剰余金	9,716,917
長期前払費用	166,346	利益準備金	207,629
繰延税金資産	607,388	その他利益剰余金	9,509,288
その他	149,531	別途積立金	11,900
		繰越利益剰余金	9,497,388
		純　資　産　合　計	20,524,659
資　　産　　合　　計	56,287,940	負　債・純　資　産　合　計	56,287,940

２．損　益　計　算　書

２０２１年４月　１日 から
２０２２年３月３１日 まで

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		9,153,492
売上原価		5,728,287
売上総利益		3,425,204
販売費及び一般管理費		620,425
営業利益		2,804,779
営業外収益		
受取利息	369	
受取配当金	900	
株式譲渡益	18,792	
不用品売却益	18,895	
雑収益	14,082	53,039
営業外費用		
支払利息	68,395	
固定資産除却費	856,101	
雑損失	6,412	930,909
経常利益		1,926,910
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	400,332	400,332
税引前当期純利益		2,327,242
法人税、住民税及び事業税	726,892	
法人税等調整額	△ 198,658	528,234
当期純利益		1,799,008

３．株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日まで

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本合計	
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,270,000	5,537,741	122,547	11,900	8,634,281	8,768,729	19,576,470	19,576,470
当期変動額								
剰余金の配当	－	－	85,081	－	△ 935,901	△ 850,819	△ 850,819	△ 850,819
当期純利益	－	－	－	－	1,799,008	1,799,008	1,799,008	1,799,008
当期変動額合計	－	－	85,081	－	863,106	948,188	948,188	948,188
当期末残高	5,270,000	5,537,741	207,629	11,900	9,497,388	9,716,917	20,524,659	20,524,659

４．個　別　注　記　表

２０２１　年　４月　　１　日から
２０２２　年　３月　３１　日まで

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

ａ．子会社株式及び関連会社株式　　……　移動平均法による原価法によっている。

ｂ．その他有価証券

市場価格のない有価証券　……　移動平均法による原価法によっている。

（２）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用している。

②無形固定資産

定額法を採用している。

（３）引当金の計上基準

①退職給付引当金は、当事業年度末における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上している。

②役員退職慰労引当金は、内規に基づく期末要支給額を計上している。

（４）収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下の通りである。

当社は、主に再生可能エネルギーにより発電した電気の卸供給事業を営んでいる。電気の卸供給に係る収益は、顧客との契約における電気の供給義務の充足に従い、主に一定期間にわたり収益を認識しており、具体的には、検針により月初に確定した電力量に基づき収益計上を行っている。

（５）その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

当事業年度より連結納税制度を適用している。

２．会計方針の変更に関する注記

（会計方針の変更）

（１）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年３月26日）、「電気事業会計規則」（昭和40年６月15日通商産業省令第57号）（2021年３月31日改正）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。

当該会計方針の変更の遡及適用に伴う当事業年度の期首の純資産に対する累積的影響額はない。

（２）時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はない。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

従来、当社は有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用してきたが、当事業年度より定額法に変更している。

東北電力グループの主たる電力供給区域である東北６県・新潟県においては、人口減少・少子高齢化の進展等に伴い、今後の電力需要は安定的に推移する見通しである。また、電力システム改革の進展により、発電事業は競争環境下におかれることで、効率的・安定的な事業運営が求められる。

このような事業環境の変化に対応するため、東北電力グループでは「東北電力グループ中長期ビジョン」の早期具現化に向け、「2021年度東北電力グループ中期計画の力点」を策定し、現有設備の特徴を踏まえた機能維持・向上のための投資を中心に、長期安定稼働・効率運用に取り組んでいく設備利用・投資方針を明確化した。

当社においては、玉川第二発電所や木地山地熱発電所の新設工事、長者原発電所のリプレース工事等の設備投資を継続するが、これらは運開後にＦＩＴ制度の固定単価が適用され、ＦＩＴ調達期間における長期安定的な有形固定資産の利用によって安定的な収益獲得が見込まれる。また、その他の現有設備については、機能維持・向上のための投資を行い、長期安定稼働・効率運用に取り組んでいくこととした。

以上を踏まえると、新設・リプレース設備およびその他の現有設備とも、今後は設備の安定的な利用が見込まれることから、有形固定資産の減価償却方法を定額法へ変更することが経済的便益の費消パターンをより適切に反映すると判断した。

この変更により、従来の方法と比べて、営業利益が675,702千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が675,404千円増加している。

３．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収益」に含めていた「不用品売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から独立掲記している。

４．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した額であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはない。

５．貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　64,382,605 千円

（２）固定資産の圧縮記帳額

固定資産の取得価額は、補助金等の受入れのため、下記の金額だけ圧縮記帳されている。

中小水力発電開発費補助金受入	3,526,111 千円
地熱発電開発費補助金受入	2,404,363 千円
風力発電建設補助金受入	34,897 千円
太陽光発電建設補助金受入	19,009 千円
合　　計	5,984,381 千円

（３）関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	656,954 千円
短期金銭債務	662,391 千円

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

・営業取引高	収　益	8,171,072 千円
	費　用	301,597 千円
・営業外取引高	収　益	18,792 千円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当事業年度末における発行済株式の数　16,682,740 株

（２）配当金支払額

2021年6月17日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当の総額	850,819 千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たりの配当額	51　円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月18日

（３）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり提案を予定している。

配当の総額	1,527,471 千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たりの配当額	91.56　円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月22日

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

未払費用(賞与)	31,731 千円
未払費用(出向者退職一時金)	8,193 千円
未払事業税	18,159 千円
研究費	76,953 千円
減価償却超過額	120,608 千円
退職給付引当金	108,250 千円
役員退職慰労引当金	16,420 千円
合併移行調整金	21,406 千円
その他	305,708 千円
繰延税金資産小計	707,433 千円
評価性引当額	△ 25,547 千円
繰延税金資産合計	681,885 千円

繰延税金負債

資産除去債務	69,242 千円
株式譲渡益	5,254 千円
繰延税金負債合計	74,496 千円
繰延税金資産の純額	607,388 千円

９．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行や東北電力企業グループからの借入により調達している。

営業債権である売掛金のリスク管理は、顧客が主に親会社となっていることから信用リスクは限定的であり、個別に管理している。

借入金の使途は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としている。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	3,321,790	3,321,790	－
(2)売掛金	794,313	794,313	－
(3)短期借入金	(300,000)	(300,000)	－
(4)未払金	(4,115,523)	(4,115,523)	－
(5)長期借入金 （一年以内返済長期借入金含む）	(28,837,880)	(28,915,004)	(77,124)

(*) 負債に計上されているものについては、（　　）で示している。

(注)金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2)売掛金、(3)短期借入金、(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっている。

(5) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

１０．関連当事者との取引に関する注記

（１）親会社

（単位：千円）

種類	会社の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額	科目	期末残高
親会社	東北電力(株)	(被所有) 直接96.1 間接3.9	・電気及び蒸気の供給 ・役員の兼任 ・連結納税	営業取引	(注1) 電気の販売	5,900,919	売掛金	458,729
					(注1) 蒸気の販売	2,110,924	売掛金	147,659
				連結納税	(注2) 連結納税に伴う支払予定額	643,417	未払金	643,417
				債務被保証	(注3) 木地山地熱発電所工事費負担金	1,182,400	－	393,859

(*) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 料金単価については、原価をベースに交渉のうえ、決定している。なお、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けた発電所については、固定価格買取制度の調達価額による。

(注2) 連結納税により連結法人税個別帰属額を親会社に支払う。

(注3) 当社は、木地山地熱発電所工事費負担金に対して東北電力(株)より債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。

（２） 兄弟会社（親会社の子会社）　　（単位：千円）

種類	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	東北電力ネットワーク（株）	－	･固定価格買取制度に基づく電気の販売	(注1) 木地山地熱発電所工事費負担金	764,961	長期未払債務	744,955
	(株)ユアテック	－	・工事の発注	能代風力発電所リプレースケーブル他関連撤去	109,443	未払費用	71
	TDGビジネスサポート(株)	－	･資金の調達 ･経理及び人労業務の委託	(注2) 資金の借入	13,400,000	長期借入金(1年以内を含む)	23,850,000
				借入金の返済	9,000,000	短期借入金	300,000
				(注2) 利息の支払	30,173	未払費用	9,877

(*) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

・取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 工事費負担金については、「再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約要綱」に基づき決定している。

(注2) 資金の借り入れについては、市場金利を勘案して決定している。なお、担保の提供はしていない。

１１．１株当たり情報に関する注記

（１） １株当たり純資産額　　1,230 円　29 銭

（２） １株当たり当期純利益　　107 円　83 銭

１２．その他の注記

(企業結合に関する事項)

共通支配下の取引等

当社は、2021年７月１日付で、当社の完全子会社であるソーラーパワー久慈(株)、ソーラーパワー鯵ヶ沢(株)、ソーラーパワー白石(株)、ソーラーパワー久慈枝成沢(株)、ソーラーパワー石巻雄勝(株)、ソーラーパワー宮城(株)を吸収合併した。

（１） 取引の概要

①合併の目的

当社子会社を合併することにより、太陽光事業を統合し、事業運営を効率化することができるとともに、会社のブランド価値が向上すると判断した。

②合併事業者の名称及びその事業の内容

吸収合併存続会社

企業の名称	事業の内容
東北自然エネルギー(株)	・電気の卸供給事業 ・水力発電事業に関する事務の受託および 発電設備の運転・保守業務の受託 ・前各号に附帯する事業

吸収合併消滅会社

企業の名称	事業の内容
ソーラーパワー久慈(株) ソーラーパワー鯵ヶ沢(株) ソーラーパワー白石(株) ソーラーパワー久慈枝成沢(株) ソーラーパワー石巻雄勝(株) ソーラーパワー宮城(株)	・電気の卸供給事業

③合併の効力発生日

2021年7月1日

（２） 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理している。当該合併にともなう抱合せ株式消滅差益400,332千円を損益計算書において特別利益として計上している。

（資産除去債務）

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１） 当該資産除去債務の概要

当社が所有する太陽光発電設備について、土地又は建物所有者との間で不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、資産除去債務を計上している。

（２） 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は16年から19年、割引率は0.4168％から0.5962％を採用している。

（3） 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－ 千円
合併に伴う増加額	355,218 千円
時の経過による調整額	1,428 千円
期末残高	356,647 千円

2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

賃貸借契約等に基づき原状回復義務を負っている各発電所における資産除去債務の計上については、全ての発電所について現時点で撤退の意思はなく、今後も継続的な使用を見込んでいる。よって、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し、最良の見積りを行ってもなお、撤退の時期が明確でないため資産除去債務を合理的に算出できない。そのため、撤退の時期が明確となるまでは、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

２０２１年度

計算書類の附属明細書

２０２１年４月　１日から

２０２２年３月３１日まで

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

２．引当金の明細

３．販売費及び一般管理費の明細

東北自然エネルギー株式会社

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価	摘要
有形固定資産	建物	1,357,907	－ 33,898	611	78,214	1,312,979	1,552,929	2,865,908	
	構築物	15,053,580	－ 787,650	1,181	626,052	15,213,996	38,305,221	53,519,218	
	機械及び装置	6,326,020	1,774,471 5,400,991	33,048	744,299	12,724,136	24,351,486	37,075,622	
	工具・器具及び備品	37,448	0 16,879	455	12,714	41,157	172,967	214,125	
	土地	727,191	－ 2,234	－	－	729,426	－	729,426	
	建設仮勘定	16,998,758	－ 7,135,802	6,256,890	－	17,877,670	－	17,877,670	
	計	40,500,908	1,774,471 13,377,456	6,292,188	1,461,281	47,899,366	64,382,605	112,281,972	
無形固定資産	借地権	30,381	22,484 －	－	3,584	49,281	15,697	64,978	
	ソフトウェア	89,034	－ 85,401	－	24,411	150,024	208,471	358,496	
	電気ガス供給施設利用権	647,617	13,441 3,737	14,320	78,305	572,170	604,962	1,177,132	
	建設仮勘定	1,945,644	－ 117,479	95,657	－	1,967,466	－	1,967,466	
	その他	187,621	－ 16,027	－	18,151	185,497	501,694	687,192	
	計	2,900,299	35,925 222,645	109,977	124,452	2,924,441	1,330,826	4,255,267	
計		43,401,207	1,810,397 13,600,102	6,402,165	1,585,733	50,823,807	65,713,431	116,537,239	

注１．「当期増加額」欄の上段の金額は、すべて2021年7月1日にソーラーパワー久慈(株)、ソーラーパワー鯵ヶ沢(株)、ソーラーパワー白石(株)、ソーラーパワー久慈枝成沢(株)、ソーラーパワー石巻雄勝(株)、ソーラーパワー宮城(株)を吸収合併したことによる引継額である。

注２．固定資産の当期増加額のうち主な内訳は次のとおりである。

資産の種類	内容及び金額
機械及び装置	能代風力発電所　リプレース工事　5,154,193 千円
建設仮勘定	長者原発電所　改修工事　1,725,908 千円
建設仮勘定	松川地熱発電　設備更新工事　1,489,403 千円

注３．固定資産の当期減少額のうち主な内訳は次のとおりである。

資産の種類	内容及び金額
建設仮勘定	能代風力発電所　リプレース工事　5,184,648 千円

２．引当金の明細

（単位：千円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備　　考
退職給付引当金	357,770	40,709	11,318	387,162	
役員退職慰労引当金	73,470	21,810	36,550	58,730	

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：千円）

科　　目	金　額	摘　　要
役員給与	103,957	
給料手当	102,747	
給料手当振替額（貸方）	△16,474	
退職給与金	34,684	
厚生費	36,323	
雑給	115,501	
消耗品費	14,065	
修繕費	3,495	
賃借料	65,183	
委託費	52,943	
損害保険料	475	
養成費	7,570	
研究費	10,610	
諸費	44,832	
諸税	34,345	
減価償却費	3,616	
事業税	19,454	
附帯事業分担関連費振替額(貸方)	△12,906	
計	620,425	

事　業　報　告

第 ８８ 期

２０２１年 ４月　１日から

２０２２年 ３月３１日まで

東北自然エネルギー株式会社

事　業　報　告

２０２１年　４月　１日から
２０２２年　３月３１日まで

１．会社の状況に関する重要な事項

（１）事業の経過およびその成果

世界的に気候変動問題が顕在化するなか、日本も温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロにすることを表明、世界的に脱炭素社会に向けた構造改革が進展しています。再生可能エネルギーの価値が向上し、再エネ発電事業が大きなビジネスチャンスとなる一方、電源開発競争は激化している状況にあります。

このような中、東北電力は2021年3月「カーボンニュートラルチャレンジ2050」を策定、2030年代の早期に再生可能エネルギー電源200万kW達成を目指すと公表しました。東北電力グループとして、再生可能エネルギーとスマート社会実現事業の推進により、持続可能な社会の実現に向け、CO2排出削減に取り組んでいくこととしております。

当社は、「カーボンニュートラルチャレンジ2050」および東北電力グループ中長期ビジョンを踏まえ、再生可能エネルギー電源の新規建設、リプレース、既設設備の安定稼働を着実に進め、東北電力再生可能エネルギーカンパニーとともに、企業グループにおいて脱炭素の中核的な役割を担ってまいります。

2021年度において当社は、新能代風力発電所の運転開始、玉川第二水力発電所新設工事の導水路貫通、長者原水力発電所および松川地熱発電所におけるリプレース工事の着実な進展など、多くの大規模投資案件において成果をあげることができました。

2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における当社の事業別の状況は、次のとおりであります。

〔水力発電事業〕

2021年度の出水は、年度当初は融雪等が順調に推移し、6月頃から渇水傾向となり、11～12月で盛返したものの、2月が極端な渇水となったこともあり、97.1％となりました。

また、販売電力量は、基準電力量に対して、供給率108.6％の426,498MWh(増分33,886MWh)となりました。

なお、販売電力量の2020年度対比は、出水率が低下したことや長者原水力発電所が長期停止中であること等から77,084MWh(15.3%)減となりました。

〔地熱発電事業〕

松川地熱発電所の販売電力量は、定期点検のほか、地熱生産井M-9の不調による生産離脱に加え、発電設備の不具合による発電停止があったため、前年度に比べ21,304MWh（32.2%）減の44,860MWhとなりました。

〔地熱蒸気供給事業〕

葛根田蒸気基地の販売電力量（換算値）は、８月から２号機への蒸気集約試運用開始により使用蒸気量の減少などがあったため、前年度に比べ21,207MWh(10.2%)減の185,833MWhとなりました。上の岱蒸気基地においては、計画外の発電所作業停止などがあったため、前年度に比べ9,657MWh(5.6%)減の163,394MWhとなりました。

これらにより、地熱蒸気供給事業の2021年度の販売電力量（換算値）は、前年度に比べ30,864MWh（8.1％）減の349,227MWhとなりました。

〔風力発電事業〕

新能代風力発電所(総出力:14400kW、単機出力:2300kW×７基)は、2021年12月８日に電気事業法に基づく使用前自主検査を完了し、2021年12月10日に営業運転を開始しております。

営業運転開始からの販売電力量は、営業運転開始が遅延したことに加え、初期トラブルによる発電停止で稼働率が低下したことなどの影響により、計画比90.3％、2,189MWh減となる20,400MWhとなりました。

〔太陽光発電事業〕

太陽光発電事業の子会社６社を2021年7月1日に吸収合併し、当社保有の発電設備として営業運転を実施しております。

2021年度販売電力量は白石太陽光発電所での電線盗難被害の影響はあったものの、比較的天候に恵まれたことから、高・低圧合計で前年度に比べ85MWh(0.9%)増の9,056MWhとなりました。

2021年度の決算については、次のとおりであります。

収益面では、水力卸の料金単価差や販売電力量差、新能代風力発電所の運開遅延や風況差などによる減少影響があったものの、水力ＦＩＴの新小荒発電所の前年度細密点検による反動増や合併による太陽光の増加などから、販売電力料は前年度に比べ290百万円（4.5％）増の6,777百万円、販売蒸気料は料金原価の改定等により前年度に比べ101百万円（4.6％）減の2,110百万円となりました。これに受託料等を加えた売上高計では、前年度に比べ155百万円（1.7％）増の9,153百万円、営業外収益を加えた経常収益計では、前年度に比べ189百万円（2.1％）増の9,206百万円となりました。

一方、費用面では、償却方法変更による減価償却費の減少に加え、経費全般にわたり効率化に努めたことなどから、営業費用計は前年度に比べ686百万円（9.7％）減の6,348百万円となりました。これに営業外費用を加えた経常費用計では、前年度に比べ105百万円（1.4％）減の7,279百万円となりました。

以上により、2021年度の経常利益は、前年度に比べ295百万円（18.1％）増の1,926百万円となりました。

この経常利益に、太陽光子会社合併に伴う特別利益（抱合せ株式消滅差益）400百万円を加えた税引前当期純利益は2,327百万円となり、法人税等および法人税等調整額を加減算した当期純利益は、前年度に比べ651百万円（56.8％）増の1,799百万円となりました。

（２）資金調達の状況

（借入金）
借入額　14,380百万円（太陽光子会社合併による増加額 980百万円を含みます。）
返済額　 9,669百万円（太陽光子会社合併による返済額 118百万円を含みます。）

（３）設備投資の状況

2021年度の設備投資額は、7,253百万円であります。
その主なものは、長者原発電所改修工事1,725百万円、松川地熱発電所発電設備更新工事1,489百万円等であります。

（４）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は、2021 年 7 月 1 日をもって、ソーラーパワー久慈株式会社、ソーラーパワー鰺ヶ沢株式会社、ソーラーパワー白石株式会社、ソーラーパワー久慈枝成沢株式会社、ソーラーパワー石巻雄勝株式会社、ソーラーパワー宮城株式会社を吸収合併し、各社の事業を承継いたしました。

（５）財産および損益の状況の推移

区　分＼年　度	2018年度 （第85期）	2019年度 （第86期）	2020年度 （第87期）	2021年度 （第88期）
売上高（千円）	8,964,125	10,070,996	8,998,235	9,153,492
当期純利益（千円）	800,082	1,479,240	1,147,389	1,799,008
1株当り当期純利益（円）	47.95	88.66	68.77	107.83
総資産（千円）	38,922,456	43,625,494	49,326,195	56,287,940

（６）重要な親会社および子会社の状況（2022年 3月31日現在）

① 親会社の状況
当社の親会社は、次のとおりであります。

会　社　名	当社株式 の所有数	当社への 出資比率	主要な事業内容
東北電力株式会社	16,027,256 株	96.1％	電気事業

（注）当社は、東北電力株式会社に発電電力および地熱蒸気を供給しております。
また、東北電力株式会社から30個所（土木設備）の水力発電所の巡視点検と保守業務を受託しております。

② 子会社の状況
子会社はありません。

③　主要な関連会社の状況

当社の主要な関連会社は、次のとおりであります。

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
福島発電株式会社	108,500 千円	27.6%	再生可能エネルギー等により発電した電気の供給

（７）対処すべき課題

当社は、「東北電力グループ中長期ビジョン」の具現化を図り、グループにおける再生可能エネルギー事業をさらに推進するため、中期経営計画に掲げた「成長への挑戦」「収益力の強化」「経営基盤の強化」を三本柱とする次の8項目の重点方針を踏まえ、事業活動を展開してまいります。

〔2022年度　重点方針〕

■成長への挑戦
- 新規建設工事・リプレースの着実な推進
- 新たな視点による電源開発のさらなる推進

■収益力の強化
- 的確な運用保守による設備稼働率の維持・向上
- たゆまぬ創意工夫によるコスト低減の推進
- デジタル技術等を活用した業務高度化の推進

■経営基盤の強化
- 将来の成長に向けた人材の育成と活力みなぎる職場の実現
- 安定的な資金調達と運用による財務基盤の強化
- 企業倫理・法令遵守の徹底と安全最優先の意識高揚

水力発電事業については、既設発電所の安全・安定運転を基本として、2022 年 10 月運転開始の玉川第二水力発電所新設工事や 2023 年 12 月運転開始予定の長者原水力発電所改修工事、ならびに 2024 年 1 月着工予定の石羽根水力発電所リプレース計画の円滑な推進に向け、社内外の対応を着実に進めてまいります。

また、小水力発電所の新規開発については、継続して情報収集を行うとともに調査範囲を拡大し、事業化に向けた検討を進めてまいります。

地熱発電事業については、松川地熱発電所発電設備更新工事の2022年7月着工に向けて、最適な設備設計や許認可手続きを着実に進めるとともに安全最優先で建設に取り組んでまいります。木地山地熱発電所(仮称)の新設計画について、引き続きコスト低減と最適な設備設計を検討してまいります。

また、既設発電所へのバイナリー発電設備の設置、導入検討を進めてまいります。

地熱蒸気供給事業については、引き続き的確な保守管理による設備稼働率の維持・向上等に努めるとともに、葛根田地熱発電所２号機への蒸気集約について、発電側と連携し的確に対応してまいります。

風力発電事業については、能代風力発電所リプレース工事の残工事となる環境影響評価審議会意見を踏まえた環境保全対策工事等を2022年4月から実施し、リプレース工事の全てが2022年9月に完了となります。
引き続き、工事会社と連携しながら、工程管理や品質管理などリスク管理を徹底するとともに、安全最優先で取り組んでまいります。

太陽光発電事業については、これまでと同様、設備の安定稼働や公衆の保安確保など、業務の適正処理に努めてまいります。震災から10年を経て、立地地点における震災復興への寄与という所期の目的は達成されつつあり、事業継続性の強化と運営業務の効率化に向け、社内外の関係個所と連携し、遺漏なく対応してまいります。

発電事業全体として、2022年度も、大規模投資案件へのリスクモニタリングを的確に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症への適切な対応に留意しながら、既設発電所の安全・安定運転を着実に推進してまいります。

当社は、地元に根差した企業として、誠実かつ公正で透明性のある事業運営のもと、発電所地元およびステークホルダーとの良好な関係を維持し、地域社会から信頼され続ける企業を目指すことはもちろんのこと、親会社である東北電力株式会社とも連携しながら、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図り、ブランド力向上や地域の活性化・発展に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、当社の状況についてご理解いただき、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

（８）主要な事業内容（2022年 3月31日現在）

①　再生可能エネルギーにより発電した電気の供給事業
②　地熱蒸気および熱水の供給事業
③　上記の事業に関する事務の受託および発電設備の運転・保守業務の受託

（９）事業所および発電所など（2022年 3月31日現在）

①　本店、事業所、建設所
○本　店（宮城県仙台市青葉区）
技術本部水力事業部小国管理所（山形県西置賜郡小国町）
○事業所
能代（秋田県能代市）、由利本荘（秋田県由利本荘市）、湯沢（秋田県湯沢市）、
雫石（岩手県岩手郡雫石町）、北上（岩手県北上市）、
会津（福島県大沼郡会津美里町）
○建設所
小国水力（山形県西置賜郡小国町）

② 発電所、地熱蒸気基地

○水力発電所

駒込（青森県青森市）、和賀川（岩手県北上市）、石羽根（岩手県北上市）、上先達（秋田県仙北市）、鮎川（秋田県由利本荘市）、平良（秋田県雄勝郡東成瀬村）、新小滝（秋田県にかほ市）、大越（山形県西村山郡西川町）、玉川（山形県西置賜郡小国町）、長者原（山形県西置賜郡小国町）、本郷（福島県大沼郡会津美里町）、真野（福島県相馬郡飯舘村）、庭坂（福島県福島市）、日中（福島県喜多方市）、小谷（福島県会津若松市）、新下平（新潟県東蒲原郡阿賀町）、新小荒（新潟県東蒲原郡阿賀町）

○地熱発電所

松川（岩手県八幡平市）

○地熱蒸気基地

葛根田（岩手県岩手郡雫石町）、上の岱（秋田県湯沢市）

○風力発電所

新能代（秋田県能代市）

○太陽光発電所

鰺ヶ沢（青森県西津軽郡鰺ヶ沢町）、久慈（岩手県久慈市）、久慈枝成沢（岩手県久慈市）、石巻雄勝（宮城県石巻市）、白石（宮城県白石市）

（10）従業員の状況（2022年 3月31日現在）

従業員数	前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
185(32)名	－1(－5)名	43.9歳	7.2年

（注）１．使用人兼務役員２名は、従業員数より除いております。
２．（ ）内の数字は、東北電力株式会社からの出向者の再掲であります。

（11）主要な借入先および借入額（2022年 3月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高（千円）
ＴＤＧビジネスサポート株式会社	24,150,000
株式会社日本政策投資銀行	2,920,980
株式会社みずほ銀行	1,845,950

２．株式に関する事項（2022年 3月31日現在）

（１）発行する株式の総数　20,000,000株

（２）発行済株式総数　16,682,740株

（３）株主数　2名

（４）株主

株　主　名	持　株　数	出資比率
東北電力株式会社	16,027,256 株	96.1％
東北発電工業株式会社	655,484 株	3.9％

３．会社役員に関する事項（2022年 3月31日現在）

取締役および監査役

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
向田 吉広	取締役会長	
倉田 雅人	取締役社長	
荒木 俊憲	常務取締役 内部監査執行者	福島発電株式会社 取締役
近藤 文男	常務取締役 技術本部長	荒川水力電気株式会社 取締役
安達 裕治	常務取締役 技術本部長代理 技術本部地熱事業部長	
髙橋　均	取締役 技術本部水力事業部長	
嶺村 俊之	取締役 総務部長	
土屋 信敏	取締役 経営業務管理責任者	
髙野 広充	非常勤取締役	東北電力株式会社常務執行役員原子力本部長代理、発電・販売カンパニー副カンパニー長
丹治 文緒	常勤監査役	荒川水力電気株式会社 監査役
大野 貞彦	非常勤監査役	東北電力株式会社常務執行役員発電・販売カンパニー副カンパニー長、原子力本部副本部長

（注）１．取締役会長、取締役社長、常務取締役は、いずれも代表取締役であります。

２．当年度中の役員の異動は、次のとおりであります。

①　取締役 向田 吉広 氏、同 倉田 雅人 氏、同 荒木 俊憲 氏、同 近藤 文男 氏、同 安達 裕治 氏、同 髙橋 均 氏、同 嶺村 俊之 氏、同 土屋 信敏 氏、同 髙野 広充 氏は、2021年6月17日開催の第87回定時株主総会において選任されたものであります。

② 代表取締役 向田 吉広 氏、同 倉田 雅人 氏、同 荒木 俊憲 氏、同 近藤 文男 氏および同 安達 裕治 氏は、2021年6月17日開催の取締役会において選任されたものであります。
③ 常務取締役 髙階 和彦 氏、取締役 小山内 清和 氏、同 佐々木 隆 氏は、2021年6月17日開催の第87回定時株主総会において退任いたしました。
④ 監査役 大野 貞彦 氏は、2021年4月1日開催の臨時株主総会において選任されたものであります。
⑤ 監査役 伊東 裕彦 氏は、2021年4月1日辞任いたしました。

３．当社と東北電力株式会社との間には、電気供給の取引および地熱蒸気供給の取引等があります。また、当社と荒川水力電気株式会社との間には、本社業務委託の取引等があります。

４．会計監査人に関する事項

名称： ＥＹ新日本有限責任監査法人

５．業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

（１）決議の内容

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会の一員として、法令および定款に適合し、公正・透明かつ効率的に事業活動を推進し、社会的責任を果たす。

取締役会を、３か月に１回以上開催する。取締役会では、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役から業務執行状況の報告を受ける。また、取締役の職務の執行につき相互に監督する。

取締役は、東北電力グループサステナビリティ方針（※）および東北電力グループ行動指針を率先垂範するとともに、その精神の徹底に努める。また、社長を委員長とする企業倫理委員会を設置するとともに、企業倫理・法令遵守の企業倫理担当役員、企業倫理責任者および企業倫理推進担当者を置き、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。さらに、不正行為等の早期発見と是正を図るため企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護を図りながら相談案件等の調査を行う等適正に運用する。

なお、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応する。

内部監査担当箇所を設置して、当社業務の有効性・効率性および企業倫理・法令遵守を確保するため内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書、電磁的情報その他の情報について、社内規程に基づき、適切に管理・保存し、必要に応じて取締役が閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規程に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応する。

また、自然災害等に係るリスクについては、社内基準を定めるとともに、災害を想定した訓練を行う等、リスク発生に備える。リスクが現実化し、重大な損害の発生が予想される場合は、速やかに社長を本部長とする対策本部を設置し、設備復旧など災害対策活動を指揮する。

リスク管理の状況については、必要に応じて、取締役に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役その他の業務執行取締役は、取締役会決議に基づき、当社の業務執行を行う。その際、経営環境の変化に迅速に対応するため、部長会議をはじめとする社内会議体を活用する等、効率的な業務執行を行う。

代表取締役その他の業務執行取締役は、その職務の執行を効率的に行うため、次の措置を講じる。

（ⅰ）経営理念・経営の方向性を使用人に徹底するとともに、経営に関する重要な計画のほか、各種計画を策定し、業務執行における重点施策、目標を明確化するとともに、実施結果の評価を行う。

（ⅱ）業務執行は、組織および職務権限に関する規程に基づき、所定の手続きを経て行う。

（ⅲ）取締役会等諸会議における報告、使用人との意見交換、お客さまをはじめとする当社に関わりのある皆さまとの接触等により、経営に関わる情報を収集し、職務の執行に反映する。

⑤　使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は、代表取締役その他の業務執行取締役の指揮命令のもと、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針等の規範を遵守し、組織および職務権限に関する規程に基づき、職務の執行を行う。使用人の職務の執行は、業務執行の決定手続きや報告等を通じて、取締役の監督を受ける。

取締役は、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針の徹底、教育・啓発活動等を行い、事業活動における企業倫理・法令遵守を推進する。

また、不正行為等の早期発見と是正を図るため企業倫理相談窓口を開設し、相談者保護を図りながら案件の調査を行い、取締役に報告等を行う。

⑥　当社および親会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社に関する重要計画の理解や企業グループ全体の経営会議への出席、効率化施策の共同実施等を踏まえ、企業グループの健全経営に積極的に尽力する。

当社は、業務が適正かつ効率的に行われるよう、重要事項について事前協議および報告を親会社に適切に行ない、指導・助言を得る。その結果については取締役に報告する。

当社は、東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針に則り法令と法の精神の遵守を徹底し、企業倫理・法令遵守の状況について適宜親会社に報告する。

当社は、親会社の内部監査を受入れ企業倫理・法令遵守に関する課題、問題の把握に努める。

当社は、親会社との取引についても、必要な手続きを経て、内容の妥当性を判断の上、適正に実施する。具体的には重要な取引や異例な取引については取締役会に付議

し、承認を得る。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助することを職務とする使用人を置く。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する業務に従事する場合は、監査役の指揮、命令下に置くなどし、使用人の取締役からの独立性を確保する。監査役を補助する業務に従事する使用人の人事に関しては、事前に監査役の意見を聞く。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告体制

取締役および使用人は、当社の業務執行上重要と判断した事項について、監査役に報告する。

取締役および使用人は、監査役が監査のために報告を求めた場合は、これに応じる。

また、企業倫理相談窓口に対する取締役および使用人による相談案件の概要について、監査役に報告する。

⑩　監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した者に対して、報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑪　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に伴い生ずる費用を請求するときには、当該請求に係る費用が職務の執行に必要がないと判断される場合を除き、これに応ずる。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、部長会議等重要な諸会議に出席するとともに、当社が保存・管理する資料等を閲覧することができる。代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、適宜会合を持つ。監査役の監査成果を高めるため、内部監査担当箇所は、内部監査の結果を監査役に情報提供する。

（※）東北電力サステナビリティ方針

東北電力株式会社は、2021 年 10 月 28 日、「東北電力グループサステナビリティ方針」を制定しております。これに伴い、当社においても、同日付けで同方針を適用しております（2021 年 12 月 7 日の取締役会で報告済）。

（２）体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく、2021年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会を2021年度は計7回開催し、経営に関する重要な計画をはじめ、当社の業務執行の重要事項を決定するとともに、取締役から３か月に１回以上、業務執行状況の報告を受けております。

当社は、不正行為等の早期発見と是正を図るため企業倫理相談窓口を社内外に開設し、使用人に周知しておりますが、2021年度に相談・通報などはありませんでした。

内部監査については、2020年度活動結果と2021年度活動計画を第1回取締役会に説明のうえ、社長決定を経て通年で活動に取り組みました。具体的には本店２事業部（水力、地熱）と４事業所等（北上、能代、小国水力建設所、小国管理所）の６箇所について、法令・定款等の遵守状況、社外委託業務の実施状況、保安規程の遵守、安全管理ならびに出納管理をテーマとして一般監査を実施しました。また、関係会社他社の不祥事再発を踏まえて全所を対象に特別監査を実施し、発生防止策（現金管理の徹底および現金の極少化等）の定着状況を確認しました。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、2021年度は計37回の経営会議を開催し、取締役会決議に基づく業務執行に関して、様々な観点から協議しております。

また、「東北電力グループ中長期ビジョン」や「東北電力グループ中期計画」を踏まえ中期経営計画を、また本店各（事業）部、事業所ごとに業務実施計画を策定し、的確にＰＤＣＡサイクルを展開しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社は、業務執行に係るリスクについて、その内容に応じて、関連する社内規定に基づき、各部門または社内会議体等を活用する等、適切に対応しております。

また2021年度から、これまでの投資案件の事業リスクに係る検討に加え、既設発電設備の事業リスクに関しても、水力事業部、地熱事業部、風力・太陽光事業部の各事業部において、ＷＧによる検討が行われ、経営会議へ報告・審議されております。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の監査役は、取締役会のほか、経営会議、部長会議など重要な諸会議に出席しているほか、当社が保存・管理する各種資料などの閲覧を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。

2022年2月、代表取締役と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるための会合を持ちました。

６．親会社等との間の取引に関する事項

（１）取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である東北電力株式会社との間で、主に電気供給の取引、地熱蒸気供給の取引等を行っております。これらの取引に当たっては、原価をベースに交渉のうえ価格を決定しており、当社の利益を害することがないように留意しております。

（２）当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、取引の類型ごとに取引条件を把握したうえで、包括的または個別の取引ごとに、取引条件の適正性・公正性を判断しており、これらの取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

以　上

事業報告の附属明細書

第 ８８ 期

２０２１年 ４月　１日から

２０２２年 ３月３１日まで

東北自然エネルギー株式会社

事業報告の附属明細書

２０２１年　４月　１日から
２０２２年　３月３１日まで

１．事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項なし。

以　上

独立監査人の監査報告書

２０２２年5月１６日

東北自然エネルギー株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
仙　台　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤　晶
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤克宏

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、東北自然エネルギー株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第８８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、従来、会社は、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第８８期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査役監査規程に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、それぞれの立場において、取締役、内部監査チームその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決定文書等を閲覧し、本店、各事業所及び建設所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告書に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③ 事業報告書に記載されている会社法施行規則第 118 条第 5 号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１） 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告書に記載されている親会社等の取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２２年５月１９日

東北自然エネルギー株式会社

常勤監査役　丹治文緒　印

監　査　役　大野貞彦　印